

殿

薬生発 1006 第1号 令和2年10月6日

都 道 府 県 知 事 保健所設置市長 特 別 区 長

> 厚生労働省医薬・生活衛生局長 (公 印 省 略)

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第169号。以下「改正省令」という。)が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号。以下「法」という。)第2条第8号に規定する麻薬取扱者が法人又は団体である場合において、その業務を行う役員(以下「役員」という。)に変更があったときは、変更内容に係る届出書(以下「変更届出書」という。)等を提出するよう指導することを依頼するとともに、「麻薬小売業者の役員の変更届出書等について」(平成31年3月29日付け薬生監麻発0329第2号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「平成31年通知」という。)において、麻薬小売業者の役員の変更届出書に係る標準様式等を示してきた。

今回、改正省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和28年厚生省令第14号。以下「改正施行規則」という。)において、麻薬取扱者及び法第2条第27号に規定する向精神薬営業者の役員に変更があった場合に用いる、変更届出書を規定した。

第2 改正の内容

- (1) 改正施行規則第1条の4の規定により、麻薬取扱者の役員に変更があった場合には、改正施行規則別記第1号の2様式の変更届出書に新たな役員の診断書を添えて、申請時と同一の地方厚生(支)局麻薬取締部又は都道府県薬務主管課に提出するものであること。
- (2) 改正施行規則第14条の4の規定により、向精神薬営業者の役員に変更があった場合には、改正施行規則別記第20号の2様式の変更届出書に新たな役員の診断書を添えて、申請時と同一の地方厚生(支)局麻薬取締部又は都道府県薬務主管課に提出するものであること。

第3 施行期日

令和4年4月1日

第4 留意事項

- (1) 役員の範囲については、「麻薬取扱者の免許申請について(通知)」(昭和 57 年9月24 日付け薬麻第589 号厚生省薬務局麻薬課長通知)において示された範囲であること。
- (2) 新たな役員の診断書については、別紙の標準様式によること。なお、 地方自治体において、別途、診断書の様式を定めている場合は、当該様式 の使用を妨げるものではないが、麻薬取扱者又は向精神薬営業者から別 紙の標準様式による提出があった場合は可能な限り受け入れられたいこ と。
- (3) 上記第2(1)又は(2)の変更届出書及び新たな役員の診断書に加 え、変更後の担当役員の業務分担を示す組織図及び登記の謄本を添えて 提出することが望ましいこと。
- (4) 施行日以前に、改正施行規則別記第1号の2様式又は別記第20号の2様式の変更届出書による提出があった場合は可能な限り受け入れられたいこと。

第5 通知の改廃等

改正施行規則の施行に伴い、下記の通知の改廃を行うこと。

- (1) 「向精神薬製造製剤業者等及び向精神薬試験研究施設設置者の変更届 について」(平成3年2月15日付け薬麻第133号厚生省薬務局麻薬課長 通知)中、記1(2)を削除すること。
- (2) 平成31年通知を廃止すること。

以上

麻薬輸入業

麻薬輸出業、麻薬製造業、麻薬製剤業、家庭麻薬製造業、麻薬元卸売業、麻薬卸売業、麻薬小売業、麻薬研究

者役員変更届

免許の番号			第	号	免許年	 月日	年	月	日	
麻薬業系	業務 所	所名	E地							
州 栄 未 弘		名	称							
変更年月日					年	月	F	3		
変更前										
変更後										
変う 更役 後員 法第51条第1項の規定 により免許を取り消され たこと。										
のの 業欠 (2)	罰金. たこ	以上の刑に と。	処せられ							
務格 を条 行項 (3)	る法	若しくは医 令又はこれ に違反した	に基づく							
備考										
上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。 年 月 日										
住所(法)					は団体 折の所	の主た 行在地				
氏 名 (法				告人又に	は団体	の名称)				
厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事)殿										

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。
- 3 欠格条項の(1)欄から(3)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその事実及び年月日を記載すること。

向精神薬輸入業

向精神薬輸出業、向精神薬製造製剤業、向精神薬使 用業、向精神薬卸売業、向精神薬小売業

者役員変更届

免許の番号			第	号	免許年	三月 日	年	月	日
向精神薬業務所		所在地							
		名 称							
変更年月日					年	月	ļ	3	
変更前									
変更後									
変う 更役 後員		51条第2項の規定 り免許を取り消され と。							
のの 業欠 (2	2) 禁錮」 たこ。	以上の刑に処せられ と。							
務格 を条 行項		こ関する法令又はこ 基づく処分に違反し と。							
備 考									
上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。 年 月 日									
住 所 (法人又は団体の主た る事務所の所在地									
氏 名 (法				団体	の名称)				印
地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿									

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。
- 3 欠格条項の(1)欄から(3)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその事実及び年月日を記載すること。

診 断 書

氏 名					性	別	男	女		
生年月日		年 月		日	年	齢		歳		
上記の者について、下記のとおり診断します。 (各項目について該当する□欄にチェック☑を付けてください。)										
 1 精神機能 精神機能の障害 □ 明らかに該当なし □ 専門家による判断が必要 「専門家による判断が必要」に該当する場合は、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況を記載すること(できるだけ具体的に。詳細については別紙も可) 2 麻薬中毒又は覚醒剤の中毒 □ なし □ あり 										
診断年月日			年	月 日						
	病診 又護保設 保健等	名 称								
		所 在 地								
医師		電話番号								
	氏	名								